

第二部 研究報告

基調講演に続いて、下記日米韓 6 名の研究者よりそれぞれの立場から慰安婦を巡る問題についての報告が行われた。

元延世大学教授 柳錫春氏	青山大学教授 福井義高氏
国史教科書研究所所長 金柄憲氏	落星台経済研究所委員 李宇衍氏
朝鮮近現代史研究所所長 松木國俊	麗澤大学准教授 ジェーソン・M. モーガン氏

以下、各氏の報告の要点を記載する。

① 柳錫春氏「延世大講義 名誉棄損 刑事事件第二審の争点」

私は 2020 年に延世大を定年退職した。その一年前の 2019 年に大学で講義した内容が問題となり、検察に起訴されて懲役一年六カ月を求刑された。自分が慰安婦に関する最新の学説を話したところ、学生の一人が無許可で録音してマスコミに提供し、その内容が虚偽や名誉棄損だとして訴えられて裁判になったのだ。

起訴から 4 年目の今年 2024 年 1 月に一審の判決があり、一部だけ除いて勝訴した。起訴事実の一番目に挙げられた「日本軍慰安婦は売春の一種という柳教授の発言は元慰安婦の名誉を棄損している」という点については、学問の自由の観点から名誉棄損にあたらないという判断が下された。

さらに「挺対協の幹部の中には、従北活動を行う違憲政党として 2014 年に解散命令が出された統合進歩党の幹部がかなりいる」と私が指摘したことが名誉棄損であると挺対協側から訴えられ、起訴事実の一つに加えられたが、裁判官は私の指摘を事実と認め無罪とされた。

但し、もう一つの起訴事実、すなわち私の講義の中で「挺対協は元慰安婦を教育して虚偽の事実を証言させた」と発言して当該団体の名誉を傷つけたという点については、検察側の主張が認められ、罰金 200 万ウォン（約 22 万円）の判決が下された。

私は「挺対協が慰安婦運動に介入する過程で元慰安婦の記憶が歪曲された」と語ったものであり、この判決に不服として控訴している。現在第二審において以下のような研究資料と証拠に基づいて反論している。

- 1) 李栄薫先生の著書『反日種族主義』の中で、元慰安婦の証言が、挺対協の運動が展開されるほど『強制的に連れて行かれた』と言う方

向に変わっている状況が詳細述べられている。

- 2) インターネット「メディアウオッチ」も証言の変遷を指摘している。
- 3) 世宗大学朴裕河教授の著書『帝国の慰安婦』でも元慰安婦の証言の変化を取り上げ、挺対協が慰安婦の記憶自体を性奴隷に概念化させたと述べている。
- 4) 梨花女子大の金ジョンラン博士の論文「日本軍慰安婦運動の展開と問題認識に関する研究：挺対協の活動を中心に」は、「（挺対協が発刊した証言集にある証言は）社会の期待に合わせて自分の経験を再構成することもできる」としてその信憑性を否定している。
- 5) ラムザイヤー氏とジェイソンモーガン氏の共著である『The comfort women Hoax』

には「挺対協は大衆を相手に発言をする慰安婦たちを統制する。この統制力は挺対協が慰安婦の集団生活及び住居空間である『憩いの場』を運営しているために可能なことだ。挺対協が望まない発言をする慰安婦たちはその空間に入居できない」と明記されている。

実際に慰安婦運動の過程で33名の慰安婦が、強制連行を主張してひたすら日本政府に賠償を求める挺対協を嫌って「ムグンファ会」を別途立ち上げている。（現在は代表死亡により活動中断）

そして何よりも重要な証拠は挺対協自身が発行した『挺身隊問題対策協議会20年史』に次のような記述があることだ。そこには次のような文章がある。

「被害者が自分の堂々とした声を探し、自分の言語を作っていく姿こそ、水曜デモという戦いを続けて来たことで生じた最も重要な変化」

つまり自分たちの運動の影響で証言が変化したことを彼ら自身が認めており、かつそれを誇りとしているのだ。

最後に決定的な証拠がある。2020年5月8日付ハンギョレ新聞（左翼系大手紙）に元慰安婦を名乗る李容洙氏の証言が記載されている。彼女はアメリカ連邦議会でスピーチを行い、トランプ大統領訪韓時には「抱き着き」パフォーマンスをやったことでも有名な女性である。その彼女がこう証言したと同紙は報じているのだ。

「自分は公開の場において言われたとおりに証言してきたのに、なぜ私を保護してくれないのかと正義連に不満を言ったことがある」

慰安婦自身が「言われたとおりに証言した」と言っているのだ。これほど確かな証拠はないだろう。私の発言の一体どこが虚偽なのだろうか。

② 福井義高氏「慰安婦をめぐる事実と価値判断の間；経済分析の観点から」

歴史問題に経済分析がどのように貢献できるか。ラムザイヤー論文を通して私の考えを述べたい。通常人文系における歴史研究では、歴史を大きな「物語」として捉えがちである。植民地支配は悪であるというような研究者の価値判断が介在する反面、個人の主体性がなおざりにされる。

一方、経済学、特に米国の経済学は自然科学に近く、研究者は価値判断を行うのではなく、事実を正確に理解して、なぜそうなったのかを合理的に解釈することが求められている。その時代の個人が置かれた環境の中でどのように自己の幸福を追求したか、それがどれだけ実現したかという「事実」を、冷静かつ客観的に分析しなければならない。

ラムザイヤー氏の論文に対して、「慰安婦たちは複雑な契約などわからなかったはず」という反論がある。しかしそれほど難しく考える必要はない。契約に関するあらゆる情報は「市場価格」に集約されており、我々でも住宅のような大きな買い物をする際に、契約書に書かれた複雑な条件をいちいち全て確認していない。それでも契約をするのは「市場価格」に合っているかどうかで大方判断できるからだ。同じように慰安婦たちも、当時合法的に成立していた売春市場における「市場価格」をもとに契約している。また、他の社会科学と違い、経済学的見地からは、売春婦になった経過はどうあれ、最終的に女性たちが主体的に設定した目的が達成されたかどうか重要なポイントとなる。

価値判断の相違に見えるものは事実認識の違いに過ぎない場合が多い。慰安婦が実は単なる売春婦だったことが分かれば、慰安婦問題はけしからんという議論はほとんどなくなるはずだ。その点ラムザイヤー論文が示しているのは次の点である。

- ・慰安婦制度が当時の国内売春制度の延長であったこと。
- ・当事者の行動は目的合理的であったこと。

これらが経済学の枠組みで分析され、同論文において下記は守備範囲外であることも付け加えておきたい。

- ・慰安婦制度を含む売春制度の是非
- ・日本の植民地統治の是非

ラムザイヤー論文をはじめ多くの研究論文や著作により慰安婦の実態が明らかになるにつれて、慰安婦「強制連行」論者は追い詰められ、「売春制度そのものが悪かった」と主張を後退させている。そして、なかでも戦地での慰安婦の扱いはひどかったとする。中央大学名誉教授の吉見義明氏はその代表的な例である。

ただし、戦前の日本の指導層でも、人道上の観点から売春制度に対する強力な批判が存在したのも事実である。渋沢栄一も公娼廃止を請願しており、そのような議論に軍も配慮

して、慰安婦の取り扱いに極めて慎重を期していたのが当時の実態である。

それでも戦時下での慰安婦制度は、軍が恐れる戦地の民心離反につながる兵士による「姦淫」防止のためにも必要であり、売春そのものを法的に禁止すれば、地下に潜って非合法的な売春が行われ、法的保護のない劣悪な環境の下で女性の人権がより多く損なわれることは目に見えていた。売春防止法を制定した後の国内状況を見ればそれは明らかだろう。

現在は性サービスへの価値判断を控えるのが世界的風潮となっている。欧米の学術論文では否定的意味の prostitute を使用せず sex worker という用語が使われるようになっていく。被害者なき「非倫理」的行為については非犯罪化するというのが世界的トレンドであり、むしろ合法化して地下ビジネス化を防止する方がよいという考えが広まりつつある。以上のように「善意がより深刻な問題をもたらす」ことがあることを認識すべきである。

では元慰安婦と称する人々は「嘘」をついているのだろうか。この問題について一つのヒントとなり得るのが「記憶回復療法」である。かつて米国を席卷した「忘れた過去を回復させる」と称する療法だ。実際には呼び戻された真実ではなく、「患者」がでっち上げられた過去を刷り込まれて、「性的暴行を受けた」と娘から訴えられた父親が冤罪で有罪となるケースが続発した。元慰安婦たちは故意に嘘を言っているのではなく、記憶自体を作り変えられた可能性がある。

以上述べたことから、慰安婦問題の今後の課題として次のことが言える。

- ・「正しい歴史観」を前面に押し立てると、それぞれの考え方があって建設的な議論にならない。従って論点を売春制度や植民地支配の是非をめぐる価値判断とは切り離して、事実認識の問題に焦点を絞ることが重要である。
- ・日本の慰安婦制度は欧米の売春制度に比べて特別だったわけではないという、普遍的議論が必要である。また慰安婦を取り巻く環境が特に悪かったという主張に対しては、彼女たちはハイリターンを求める以上、ハイリスクを承知して戦場に赴いたのであって、無理やり戦場に連れて行かれて酷い扱いを受けていたわけではない事実を指摘すべきである。
- ・慰安婦＝売春婦という事実認識を広める必要がある。

売春制度そのものが悪いとする「強制連行」論者の論点のすり替えについては、社会全体の経済水準が低く、そのなかでもとりわけ貧しかった女性達が、限られた選択肢の中で主体的に決断したことを尊重し理解することこそ、真に彼女たちに敬意を払うことになると思われ、指摘すべきである。

③ 金柄憲氏「2023 年日本国を相手とした慰安婦訴訟判決文と教科書の記述」

ゲタラメな慰安婦訴訟判決文

2023年11月23日、元慰安婦と遺族が日本政府を訴えた慰安婦損害賠償控訴審において原告側が勝訴した。日本政府は「主権免除」を主張して上告せず、判決は確定した。しかし、この判決は起訴事実が歴史的事実に符合せず、論理的矛盾を抱えている深刻な誤審である。では具体的にその内容を見てみよう。

(判決文内容：原告らの地位について)

原告らは「慰安婦被害者法」に基づき、1932年頃から1945年頃まで被告の前身である大日本帝国によって動員され、中国、東南アジアに設置された日本軍慰安所において被告軍人等のために強制的に性行為を強要されたことが認められ、上記法による慰安婦被害者として登録された人々である。

ここで日本軍慰安婦被害者の前提条件は「日帝による強制動員」であり、正義連と女性家族省は「日帝」を「日本軍」と明示している。しかしながら日本軍によって強制的に動員された慰安婦はただの一人もいなかった。女性家族省に登録された240人の日本軍慰安婦被害者のうち、慰安婦被害者法に合致する被害者は誰もいないという意味だ。

従って慰安婦被害者法は適用対象者がいない法律であり、このような法律を根拠に原告勝訴した2審判決も当然無効である。

(判決文内容：慰安所の設置目的について)

- 1) 軍人の士気高揚
- 2) 性病感染による戦闘力喪失防止
- 3) 日本語が分からない植民地女性を置くことで、軍事機密の流出を防止する意図も含まれた

判決文では上記三項目を慰安所設置目的としている。だがこの三番目は明らかな虚偽である。日本軍慰安婦の中で日本人が最も多く、顧客が日本人であることから、朝鮮人慰安婦も日本語が流暢だった。さらに利用者である軍人には「防諜絶対厳守」の義務があり、軍内部の事については一切言及しなかったと元慰安婦は証言している。

(判決文内容：慰安婦の動員について)

- 1) 女性らを暴行、脅迫、拉致して強制的に動員する方式
- 2) 地域有志、公務員、学校などを通じて募集する方式
- 3) 「就職させてくれる、多くの金を稼げる」と騙して募集する方式
- 4) 募集業者に委託する形式
- 5) 勤労挺身隊を通じた動員方式

判決文は慰安婦の動員方式として上記 5 項目を挙げている。ではこれらの動員方式を一つ一つ見てみよう。

- 1) は重大な犯罪行為であり、日中戦争と大東亜戦争地域で戦っていた軍人が朝鮮に来てこのようなことを犯すことはできない。(注1)
- 2) は地域有志や公務員、学校が性売買女性を募集する理由がない。
- 3) は悪徳紹介業者がよく使った手法であり、軍人はこのようなことが出来るはずがなく、またやる理由もない。
- 4) は募集業者に委託するもので、無許可で人事紹介業をやることはできず、不法に募集した業者は許可取り消しとなった。
- 5) は慰安婦と挺身隊は明らかな別であり挺身隊として慰安婦を募集するケースは全くなかった。

基本的に慰安婦は性サービスを提供して金を儲ける職業人で、抱主（慰安所の主人）の募集対象であり、日本軍隊の動員対象ではない。日本軍が「慰安婦」を強制的に動員して慰安婦にした」という主張は絶対的にあり得ず、日本軍に対する深刻な冒涇である。

日本軍慰安婦は厳格な手続きに従って必要書類を提出し、営業許可を得て金を稼いだ職業人であり、このような慰安婦を募集するのは慰安所業者の領域であった。当時の新聞記事にも業者の名前で慰安婦を募集する広告が記載されている。

日本軍慰安婦となるためには抱主と酌婦（売春婦）契約を締結した後に、管轄警察署に出頭し、身分証明書（ビザに相当）発給を申請する。この際、健康診断書も提出する。

酌婦契約の締結時と所轄警察書に出頭する際には、親権者の承諾は必須であり、身分証明書が発給されて初めて出国が可能となった。さらに現地に到着後、領事館警察署に出頭し、印鑑証明、親権者承諾書、戸籍謄本、営業許可願書、営業人調査書、写真 2 枚を提出し、営業許可を申請して許可を得て初めて慰安婦の営業が可能となった。書類がなければ帰還処置をとることが出来た。

このように、日本軍慰安婦は現地警察の許可を得た後、日本軍の管理監督を受けながら売春営業をした公娼である。このような慰安婦の就職過程を見れば、判決文に出て来た動員方式がいかにとんでもない「嘘」であることが分かる。

(判決文内容：慰安婦の射殺について)

慰安婦がと逃走する場合、被告軍人が直接追撃して逃走した慰安婦を再び連れてきたり、射殺したりした。

とんでもない「嘘」である。慰安婦の契約当事者は抱主であり、日本軍人は所定の費用を支払い、性的要求を解消する顧客に過ぎない。そのような軍人が慰安婦を捕まえてきたり、射殺する理由が全くない。また「逮捕」や「射殺」の証拠も全く提示されていない。

この裁判における被害者の証言がいかにデタラメであったかについても触れておきたい。元慰安婦と称する人物の中で最も有名な李容洙氏（前出のアメリカ連邦下院で演説し、トランプ大統領に抱き着いた女性）は次のように証言している。

1944 年頃、ついてくればよい服もお金も稼げるという言葉にだまされ、革靴とワンピースを見せて誘引した日本人について行き、大邱、慶州、平安道安州を経て中国大陸から船に乗って台湾新竹に位置した慰安所に行くことになった。

李容洙氏が日本軍慰安婦被害者でない理由は、下記の点からも明らかである。

- 1) 日本軍ではなく、日本人が出した赤いワンピースと革靴にひかれてついて行ったという点。
- 2) 台湾には日本軍慰安所がなかった。

また李容洙氏は、移動する船で被告軍人から強姦され、慰安所では監禁されたまま毎日数人の被告軍人に性的搾取を受け、電話機の線で電気拷問まで受けたことがあると証言しているが、証拠のない主張に過ぎず、1993 年の挺対協証言集では、電気拷問は抱主にやられたと語っている。

このように原告側が提示した証言さえ日本軍による強制動員と何ら関係がないにもかかわらず、韓国の裁判所は原告らが「日本軍によって強制動員された被害者」とであると認定して、日本政府を有罪とした。甚だ恥ずかしいことである。

「嘘」で日本への恨みを植え付ける韓国の教科書

韓国の教科書には日本軍による慰安婦強制動員、性暴行、殺害など虚偽の事実が数多く収録されている。まず小学校の教科書から見てみよう。現在、韓国では小学校の社会科目として 11 種の検定教科書が発行されており、慰安婦に関連する代表的な記述例をここに挙げてみる。

- ・「日帝は侵略戦争を繰り広げ、多くの女性を強制的に捕え、性奴隷にした。日本軍の慰安婦女性たちは、戦争中に多くの苦痛と被害を受け、独立以降もまともに謝罪すら受けることができなかった」（未来 N 社 小学校社会 5-2）
- ・「日本軍慰安婦—日本軍と日本政府によって戦場に強制的に動員され、性暴力と人権

侵害を受けた女性」(Icecream Media 小学校社会 5-2)

- ・「日本軍慰安婦とは何だろうか？—日本軍慰安婦とは、日本政府と日本軍によって戦場に強制的に動員され、持続的に性暴力と人権侵害を受けた女性をいう」(天才教科書 小学校社会 5-2)

これらの記述は全て「嘘」である。幼い子供たちに歪曲捏造された歴史を教えているのだ。

次に高等学校の教科書を見てみよう。現在、韓国史として9種類の検定教科書が出ている。こちらも慰安婦関連記述の代表例を挙げてみよう。

- ・「日帝が侵略戦争を遂行しながら犯した最も反人倫的な行為は、女性を戦争に強制動員したことだった」(リーベルスクール社)
- ・「日本軍は朝鮮を始め中国、東南アジアなどで数十万人の若い女性を日本軍慰安婦として強制的に連れて行き、性奴隷生活を強要した」(リーベルスクール社)
- ・「日本の官憲が関与する中、日本軍は数多くの女性を拉致したり誘拐したりして日本軍慰安婦として動員した。(リーベルスクール社)
- ・「1944年には女子挺身勤労令を公布し、12歳以上40歳未満の女性を後方の兵站支援人材として動員した。(注2) この時挺身隊という名前で強制徴発された人々の多くが日本軍「慰安婦」に連行された。日本軍慰安婦は劣悪な環境の中で人権蹂躪され病気や暴行で死んだりもした」(リーベルスクール社)
- ・「日帝は軍慰安所を設置し、敗戦まで韓国をはじめ植民地と占領地の女性たちを日本軍慰安婦に動員して惨たらしい生活を強要した」(東亜出版)
- ・「被害者たちは殴打や拷問、性暴力などで一生治癒しにくい苦痛の中で生きなければならず、一部は反人倫的犯罪を隠蔽しようとする日本軍に虐殺されたりもした」(東亜出版)

しかし、これらの教科書や慰安婦裁判判決文に収録されている慰安婦関連の話は全て虚偽なのだ。慰安婦問題は、日本が先にスタートし、韓国の正義連が元慰安婦の貧しい老婆たちを全面に出して国民を欺いた国際詐欺劇である。ところが信頼を最高の価値とすべき教科書と司法府が、詐欺師たちの嘘を歴史的事実であるかのように扱って国民を欺いているのだ。

このような不幸な現実をそのままにしておくことは出来ない。未来を担う、成長する世代に偽りを伝えることは出来ないからだ。韓国と日本の歴史真実勢力が力を合わせれば、十分に成し遂げられると確信する。私たちは一緒に戦って慰安婦詐欺師たちを必ず壊滅させよう。

- (注1) 実際には当時悪徳紹介業者が女性を騙したり拉致して上海や満州に売り飛ばす事件が数多く発生し、日本の警察がこれを救出していたのが実態である。
- (注2) 日本国内では1944年8月に十二歳から四十歳までの独身女性を対象とする「女子挺身勤労令」が公布され、対象の女性が動員されて工場で働いた。但し朝鮮半島では終戦まで「女子挺身勤労令」は発動されていない。朝鮮半島で「挺身隊」として働いた女性約2000名は全て自ら志願したものであり、「必要な技能を保有する」と認められなければ採用されることはなかった。

④ 李宇衍氏「韓国メディアの慰安婦問題に関する報道動向: 朴裕河事件とラムザイヤー事態を中心に」

慰安婦問題の動向を、主要マスコミの世宗大学教授朴裕河教授の著書『帝国の慰安婦』

およびラムザイヤー教授の論文に関する報道を基に報告する。

朴裕河氏はその著書を巡って多くの報道機関からバッシングを受けた。マスコミは単に告訴され起訴されたという事実を伝えるだけでなく、非難を込めて彼女を冒涇するような内容で報道をしたのだ。

但し、朴裕河氏は自身がその立場をメディアで訴える機会も複数回あった。この点は慰安婦問題の真実を明らかにした他の研究者とは違っている。例えば2014年1月23日付けハンギョレ新聞に彼女はどのように寄稿している。

「明らかに朝鮮人慰安婦動員はいわゆる『軍人が引きずった物理的強制連行』ではなく『人身売買』の枠組みの中のことだった。事実、学会ではこれ以上『軍人が強制的に連れて行った』というような議論はしていない。日本の強制性とそれに伴う法的責任を立証したがる学者たちの議論は、移送の際に日本軍の船を利用したのだから日本の国家的責任だとか、騙されて連れてこられたのを知っていながら黙認したから犯罪だという程度の議論である」

さらに朴裕河氏の立場を支持する論評も結構多かった。例えば2015年12月8日付東亜日報は社説で「『帝国の慰安婦』に対する評価は学界と市民社会の議論に任せ、朴教授に対する司法処理は慎重に決めることが正し」と主張している。

2020年5月14日付東亜日報は挺対協（正義連）を批判するコラム「正義と記憶を独占できるか」で下記のように書いている。

「慰安婦被害者問題に関しては、誰も同団体（正義連）に異議申し立てが出来ないほど正義連は権力となった状態である。反日民族主義にフェミニズムで武装した左翼陣営に属しつつ、国定教科書のように正義と記憶を独占した状態だ」

韓国の知識人たちも朴裕河氏起訴反対声明を出しており、その中には「この本の主張に論争の余地がないわけではないが、慰安婦問題を取り扱う合理的方法は市民社会の多様な声が自由に表出され、競合するように許容することだ」という主張もある。

本裁判は 2023 年 10 月に韓国最高裁が「学問的主張は名誉棄損処罰対象にならない」として、高裁が朴裕河氏に下した有罪判決を破棄して高裁に差し戻した。2024 年 4 月に差し戻し審で高裁が無罪判決を出したことで、最終的に同氏の無罪が確定した。これらの事実について朝鮮日報、韓国経済など大手メディアは「学問の自由を保護する理性的判決である」として好意的に報道している。

次にラムザイヤー論文を巡る報道について報告する。

韓国メディアはラムザイヤー論文を攻撃する勢力の主張と、彼らの撤回要求について詳細報道した。中国、北朝鮮、アルジャジーラの反応まで報道している。例えば東亜日報は 2021 年 3 月 2 日付で「北朝鮮『慰安婦歪曲』ラムザイヤー教授に『似非学者』非難」というタイトルの下に、北朝鮮が次のように反発していると伝えている。

「ラムザイヤー教授は米国で出生するやいなや日本に渡り、18 歳まで暮らしながら日本戦犯企業である三菱の後援で学校に通い、今も三菱の後援を受けてハーバード大学教授の職を維持している。日本軍性奴隷犯罪は東西古今その類例がない最も醜悪な特大型反人倫的犯罪であり、韓国の市民団体を始め米国、日本、ドイツなどで論文撤回と謝罪を要求している」

ラムザイヤー教授に対する批判は慰安婦関連のみならず、下記のような過去の論文に対しても及んでいる。

「社会資本と日和見主義的リーダーシップの問題点：在日韓国人の事例」

「日本の社会追放者の政治と組織犯罪：民族補助金支給終了の効果」

またラムザイヤー教授が「慰安婦売春契約書がないことを告白した」（2021 年 2 月 26 日 SBS）という歪曲報道や「ラムザイヤー、韓国人教授に怒りに満ちた脅迫」（2021 年 5 月 5 日 SBS）という同氏への事実を捏造した人身攻撃もなされている。

さらに 2021 年 4 月 6 日付で韓国大手放送局の MBC は「右翼の口となったラムザイヤー・・・日本極右『金づる』が後ろ盾」というタイトルで下記のように報道している。

「軍国主義を目指す『日本会議、そこで中枢的役割を担う「モラロジー財団」、その財団の支援を受ける『日本文明研究フォーラム』というつながりの先にラムザイヤーがある』

米国の学者らがラムザイヤー氏を批判する論文については、韓国メディアは詳細に報道している。だがその反対の報道はほとんどない。延世大学や漢陽大学の教授が「ラムザイヤー批判は非生産的」という論文を米国のマスコミに寄稿し、『反日種族主義』の著者らがラムザイヤー氏擁護の声明を発表しているが、朝鮮日報がわずかに取り上げた程度である。

むしろ韓国メディアはこれらラムザイヤー論文の擁護者に対する批判の方を報道している。例えば2021年3月4日付ソウル経済新聞は「漢陽大学学生たち、ラムザイヤーを擁護した教授罷免運動」といった具合である。

事程左様にラムザイヤー教授に関する報道は無責任なものが多い。2021年2月17日付東亜日報は「ハーバード大学総長『慰安婦は売春』論文問題ない・・・学問の自由」というタイトルでハーバード大学の対応を報じる記事を書いているが、その中で下記のように反日団体の対応を報じている。

「これ（問題ないと判断したこと）に対してバンク（注1）は『バーカウ総長はハーバード大教授の中で黒人奴隷制度を擁護する研究やドイツナチスをかばう論文を書けば果たして同じ返事が出来るだろうか』と問い詰め、『再び抗議書簡を送った』と話した」

さらに、ラムザイヤー論文を掲載した学術誌が、その撤回を拒否したことを伝える報道も粗略そのものであり、各メディアの論調はおおかた下記の通りであった。

「当該論文を載せた学術誌が2年にわたり検証を行ったが、結局問題の論文を撤回しない決定をしたことに、再び非難が殺到している・・・問題の論文著者ラムザイヤー氏は日本の右翼の間で英雄として通じている」

以上の通り、朴裕河氏とラムザイヤー氏に対する対応は韓国内でかなり違っている。その背景には、韓国内では慰安婦の実態についてメディアが取り上げておらず、左翼のプロパガンダばかりが浸透して元慰安婦は民族的被害の象徴と化しており、これを貶めることは大衆的怒りを引き起こすという事情がある。

朴裕河氏は元慰安婦ではなく挺対協（正義連）を攻撃し、慰安婦については「売春的強姦」「強姦的売春」というあいまいな表現に終始したのに対し、ラムザイヤー教授は慰安婦が売春婦であったという事実を明確にした。このため朴裕河氏には韓国内でも支持勢力が多くいたが、ラムザイヤー氏にはこれが少なかった。従って朴裕河氏には「学問の自由」が認められ、ラムザイヤー氏にはそれが認められないでいるのが韓国の現状である。

(注1) バンク (VANK) とは韓国内にある過激な反日組織 Voluntary Agency Network of Korea の略であり、1999年1月1日に朴起台団長により設立された。会員は中学、高校生を中心に10万人以上に達している。ジャパン・ディスカウント (日本引きずりおろし) 運動を世界に向かって大々的に展開しており、2021年の東京オリンピックの際にガスマスクをした聖火ランナーのポスターを拡散したのも VANK である。

⑤ 松木國俊「慰安婦訴訟～日韓関係を破壊する個人請求権復活の危険」

2021年1月8日、ソウル中央地方裁判所は、韓国人元慰安婦ら12名が日本政府に対して損害賠償を求めた訴訟において、原告一人当たり1億ウォン (約1,100万円) の支払を命じる判決を下した。さらに2023年11月23日、ソウル高等裁判所は、元慰安婦や遺族計16人に対して元慰安婦一人当たり2億ウォン (約2,200万円) を支払うよう日本政府に命じている。

いずれの裁判でも日本政府は、国際慣習法の一つである「主権免除の原則」(国家は外国の裁判権から免除される)に基づいて、日本政府相手の裁判自体が成り立たないという立場を貫いており、当然控訴も上告もしていない。このため、これらの判決は韓国内において確定してしまった。原告勝訴が続いていることから、韓国内ではさらに多くの元慰安婦の遺族だという人々が名乗りを上げ、日本政府相手の訴訟を起こそうとしている。

ソウル中央地方裁判所及びソウル高等裁判所の判決理由の骨子は次の2点である。

1. 日本政府は、戦時中に計画的かつ組織的に朝鮮の女性を強制連行して性奴隷とした。これは国際規範に反する「反人道的犯罪行為」であり、「主権免除」の対象ではない。
2. 日本の不法な植民地支配下で被った民間人の損害賠償請求権は、政府間の交渉によって消滅させることはできない。従って元慰安婦の賠償請求権は、日韓間で1965年に締結した「日韓請求権・経済協力協定」の適用対象に含まれない。

このうち一番目の理由については日本政府が朝鮮の女性を強制連行した事実がなかったことが、日本政府の資料からも明らかであり、過去二回行われたこの「日韓共同シンポジウム」でも完全に証明されている。従って「反人道的犯罪行為」がなかった以上、本件が主権免除にあたらぬとする裁判所の主張には全く根拠がない。

二番目の元慰安婦の損害賠償請求権は「日韓請求権・経済協力協定」の適用対象ではないとする裁判所の主張はどうだろうか。

日韓間の請求権問題は 1965 年に「日韓基本条約」に付随して締結された「日韓請求権・経済協力協定」によって法的にも外交的にも「完全かつ最終的」に解決されている。

さらにこの協定の第二条第三項には、両者が放棄すべき請求権について「協定締結日以前に生じた事由に基づくものに関してはいかなる主張もできないものとする」とはっきり謳われている。慰安婦問題が仮にあったとしても、「日韓請求権・経済協力協定」の締結前のことであり、この協定によって決着済なのだ

国家間の交渉事は、全てその国の政府に一任されているのが国際法上の定則であり、「国家間の合意は三権（司法、立法、行政）を超越して国家を拘束する」と「条約法に關するウィーン条約」という国際法にも明記されている。従って韓国裁判所が今になって日本政府に賠償命令を下したのは、国家間の協定を破る、司法の恐るべき越権行為であって、明らかに国際法に違反する不当な判決である。

「不当な植民地支配」を前提とする判決

以上、韓国裁判所の判決がいかに国際法を無視した独善的なものであるかを指摘してきたが、何より根本的に問題なのは、韓国裁判所が、日本統治は「不法な植民地支配」であったことを前提にして、「不法な支配によってもたらされた民間人の被害」への補償を求めていることだ。その論理が正当化されるならば、慰安婦問題や徴用工問題にとどまらず、日本統治時代に日本人が朝鮮半島で行ったあらゆるものが請求権の対象となるはずだ。朝鮮総督府が徴収した税金も、日本企業が朝鮮半島で得た利益も全てが民間から「搾取」したことになる。

統治期間中に日本から不利益を被ったことがあれば、何でも日本に請求すればよいことになる。無数に訴訟が提起され、日本政府や企業への賠償命令金額は天文学的数字となるだろう。

しかし、「日韓併合」は正式な国際条約によって二つの国が一つになったものであり、世界も認めている。「日本統治」は決して不法な植民地支配ではなかった。従って「日本の不法な植民地支配への償い」を要求する韓国裁判所の判決にはもともと無理があり、今後いくら裁判が起こされ、賠償命令が出ても、日本側は到底受け入れることは出来ないだろう。

日本の「対韓請求権」が復活する

ではここで逆に考えてみよう。民間人の請求権が消滅していないという韓国側の主張が通るならば、日本人民間資産に対する日本人の請求権も当然消滅していないことになる。

実は「日韓請求権・経済協定」における最も重要なポイントの一つは、日本が韓国に対

して保持していた資産に対する「請求権」を放棄したことにあつた。

戦後日本を支配していた GHQ（連合軍最高司令官総司令部）と日本政府が共同で調査した結果、朝鮮半島の韓国側に残された「日本民間資産」は少なくとも 343 億円あつた。これを総合卸売物価指数を当てはめて現在の価値に直せば、6 兆 5170 億円に達する。

終戦後朝鮮半島南部で軍政を樹立した米軍は、1945 年 12 月に軍政法令第三十三号を公布して、日本の国公有財産はおろか日本人の私有財産まですべてを接收した。

その後米軍はこれらの日本の資産を 1948 年 9 月に韓国政府に移管している。しかしながら、これら日本の残置民間資産に対する日本側の請求権は、米軍接收後も依然として日本側が保持していた。

なぜなら 1907 年の「ハーグ陸戦協定」に「戦勝国は敗戦国民の私有財産を没収することを得ず」と明確に規定されている。もし米軍が日本の民間資産を没収したのであれば、それは「戦争犯罪行為」となる。実際には戦後の混乱の中で米軍が日本の民間資産を管理し、韓国政府に預けた状態であり、それらの民間資産の所有権は日本側に残っていた。

1952 年から 1965 年まで七次に亘つた日韓交渉において、当初日本側は朝鮮に残した日本資産は日本側に所有権があるとの立場を明確にし、請求権を主張していた。

しかしながら、これをどこまでも請求すれば、韓国経済が立ち行かなることも事実である。結局日本側が大幅に譲歩し、本来であれば日本人のものである韓国に残した民間資産への請求権を「日韓請求権・経済協力協定」で全て放棄したのだ。

さらに、この「日韓請求権・経済協力協定」によって日本側は韓国に無償 3 億ドル、有償 2 億ドル、商業借款 3 億ドル、合計 8 億ドルの経済援助を行うことを取り決め、実行した。その額は当時の日本の外貨保有額 18 億ドルの 40%であり、韓国の政府予算の 2 年半分に相当した。これによって日韓請求権問題は完全かつ最終的に解決したのだ。

しかし、民間人の請求権が消滅していないのであれば、韓国に残した日本人の民間資産への請求権が復活する。現在の価値で 6 兆 5170 億円だ。

さらに請求権問題を完全かつ最終的に解決するために供与した無償 3 億ドルの経済援助も意味がなくなる。現在の価値に直し、金利をつけて返してもらわねばならなくなるのだ。そうなれば、日韓の間で過去にさかのぼった無益で泥沼の訴訟合戦が果てしなく続き、日韓関係は破綻するだろう。

日韓が協力して世界をリードしよう

しかし、中国、ロシア、北朝鮮という周辺の覇権主義国家や無法国家の軍事的脅威が増大する中で、日韓が対立している場合ではない。ではどうすればよいだろうか。

かつて朴槿恵大統領は「加害者と被害者の関係は千年経っても変わらない」と言った。しかし過去千年を振り返れば、アメリカはインディアンを虐殺し、ヨーロッパ諸国は有人種の国を植民地にして収奪の限りを尽くした。共産主義の暴力革命や圧政で一億人が虐殺された。第一次大戦、第二次大戦でも膨大な人々が恨みを飲んで死んでいる。恨みが本当に千年も続くのなら、地球上には怨念ばかりが渦巻き、人類は過去に捕らわれて一步も前に進めなくなる。地上に和解の日は永遠に訪れないだろう。

だが人類はそれほど愚かではなかった。人類の英知は、国際法を作り、条約によって過去を全て清算し、過去の恨みを克服して新しい歴史を切り開いて来た。

日本と韓国も「日韓基本条約」そして「日韓請求権・経済協力協定」という二つの条約によって日本統治時代の過去を全て清算し、共に協力して今日の繁栄する両国を築いて来た。韓国の人たちに是非そのことを思い起こして欲しい。そして最後に韓国の皆さんに次のように訴えたい。

慰安婦問題はもともと日韓を離反させ、互いに反目させようとする、親北朝鮮や親中国の左翼勢力がでっち上げた「嘘」なのだ。左翼勢力の扇動に乗って日韓が反目すれば、中国や北朝鮮の軍事力に対抗できない。両国の自由民主主義体制が共倒れとなってしまう。

このシンポジウムでも明らかなように、慰安婦強制連行などなかったのだ。日韓両国にとって無益どころか自滅に繋がる争いはもうやめようではないか。そして未来に向かって、極東の経済大国である日本と韓国が力を合わせ、東アジアの自由民主主義体制を守り抜き、そして世界をリードして行けるよう最善を尽くそうではないか。

⑥ ジェーソン・M・モーガン氏「The Comfort Women Hoax～慰安婦問題という詐欺の終焉とこれからの課題」

慰安婦問題は左翼による単なる「詐欺」である。昨年末ラムザイヤー先生と私の共著である『The Comfort Women Hoax』が発行されたが、30年前から本書の発行までの間に「詐欺」を「担当」してきた様々な左翼がいた。

三年前にラムザイヤー先生が「Contracting for sex in the pacific war」という論文を発表された。この中で慰安婦たちは契約に基づいて働いていたことを証明された。ところがその直後から「ヘイト」の渦巻きが起きた。私な長年アメリカの学界に身をおいてきたが、おなじみの無知な似非学者たちが次から次に続々と「嘘」ばかりで根拠のない、わけのわからない反論をしてきたのだ。

本日は、彼らがどういった人物でありどのような人脈を持っているかに注目して話をしたい。

一つの転換期はラムザイヤー先生と有馬哲夫先生（早稲田大学名誉教授）が共同で執筆された論文「Comfort Women The North Korean Connection」である。今までは慰安婦問題は一般に日韓問題として捉えられて来た。しかし私は日韓問題だけでは理解できないと思ってきた。

ではまずアメリカ国内の大学の事情からお話する。

ラムザイヤー先生を批判している学者たちの筆頭は Chatani Sayaka という女性である。彼女はソ連の研究者あり、彼女の指導教授は元コロンビア大学の Charles Armstrong 教授（アジア系）である。彼は北朝鮮大好き的人物であり、盗作が得意で結局盗作のやりすぎで仕事を失った。

さらにアメリカ国内で日本学を担当している人物に Bruce Cumings 元シカゴ大学教授がいる。彼はバリバリの共産主義者である。

また、私の指導教官はウィスコンシン大学の Louise Young 教授であった。彼女は猛烈な左翼であり、私をアメリカ学界から追い出してくれた連中の一人である。その意味で感謝している。彼女の学生時代の指導教官は John Dower であり、彼は共産主義者の E. H. ノーマンという共産主義者をアメリカ学界に紹介した人物だ。E. H. ノーマンはマルクス主義的立場からアメリカ国内で日本史を教えていた人間である。

次にラムザイヤー論文を批判する日本人研究者の実態はどうだろう。上智大学教授の中野晃一（学生による「主戦場」と題した慰安婦関連ドキュメンタリー映画の作成を指導した人物）と志位元共産党委員長は非常に親しい関係のようで、中野氏は共産党に「メロメロ」の状態である。因みに彼は Phyllis Kim という韓国系米国人の慰安婦問題活動家とも親しい。

また、モンタナ州立大学准教授の山口智美という人物も日本共産党が大好きで、日本共産党ジェンダー平等委員会などで講演を行っている。私のことを「極右」と呼んでくれている。大変名誉なことで嬉しい。

学者以外でもマイク・ホンダという日系の元下院議員が慰安婦問題で頑張ってきたのは皆さんご承知の通りである。

さらにもっと危険な人々がアメリカにいる。中国や北朝鮮の手先たちだ。Neville Roy singham という人物とその妻は米国籍を持つマルクス主義者活動家であり、上海に事務所を持っている。その事務所の向かい側には中国共産党宣伝部がある。彼らは

中国共産党から膨大な資金を受け取って、アメリカ国内で最も過激な共産主義運動を行っている CODEPINK という組織を通してオバマ大統領にも裏で政治資金を渡していたと見られている。彼が危険な人物であるということはニューヨークタイムスですらも報道しており、議会でも調査している。

また Julie Tang という元サンフランシスコの裁判官の女性（中国系）がいる。サンフランシスコで慰安婦像が出来たのはこの人のおかげだ。この人は中国共産党に極めて近い人間であり、中国共産党の機関紙にもたびたび寄稿している。「ウイグル人虐殺はない」「中国は台湾に軍事侵攻してもいい」などとアメリカ国内で中国の代弁者となって言論活動を行っている。彼女が元慰安婦と称する李容洙と共に写っている写真がある。北朝鮮系の詐欺師（李容洙）と中国系の詐欺師（Julie Tang）の共演である。

CODEPINK は元慰安婦を伴って北朝鮮から韓国へ軍事境界線を越えるパフォーマンスまでやっている。つまり慰安婦問題は日韓問題だけではないということだ。アメリカの似非学者たちのほとんどはこのような共産主義者や北朝鮮工作員が慰安婦運動に関連しているとは知らず、自分がどれだけ利用されているかわからないで、ただ踊らされている場合が多い。もちろん中には進んで彼らに協力している学者も一部に入るとは事実だが。

Cristine Ahn という危険な女性もいる。彼女はアメリカ国内で慰安婦問題を一番プッシュしている人の一人であるが、アメリカ国内で北朝鮮のスパイに近い人物である。彼女は北朝鮮の政府機関である統一戦線のリーダーだったキム・ヨンチョとも極めて親しい。キム・ヨンチョは 2010 年の韓国領土である延平島への砲撃にも関連していた。このようにアメリカ国内には北朝鮮のネットワークが浸透しているのが実態である。

さらに中国共産党は CODEPINK と協力して中国国内のツアーを提供している。ツアー参加者は上海大学にある慰安婦歴史資料館などにも案内される。要する CODEPINK というアメリカ国内における中国と北朝鮮の人脈で出来上がった組織が慰安婦に関するツアーを提供しているわけだ。

最後にもう一人、Russell Lowe という人物を紹介する。彼は 20 年以上に亘り上院議員の Dianne Feinstein の秘書を務めていた。FBI の調査で彼は中国のスパイであることが分かった。彼はマイク・ホンダと共に韓国でインタビューに応じた写真もある。

その Russell Lowe と親しい女性に FanFan がいる。彼女も中国のスパイであり、民主党の若手有望議員をハニートラップにかけている。彼女は日本国内の反日活動をしている人物にも近い関係にある。

要は尹美香という韓国国内の横領に長けている詐欺師と、アメリカ国内の中国や北朝鮮のスパイとその人脈が互いに協力して、日本でもアメリカでも韓国でも慰安婦問題で我々を騙している。これは国際共産主義者による詐欺である。